南相馬市いじめ防止基本方針の策定について

1.基本方針策定の背景

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)が施行され、同年10月には国の「いじめの防止等のための基本的な方針」(以下「国の基本方針」という。)が策定されました。

また、平成26年7月には、国の基本方針を踏まえて、福島県におけるいじめの防止等の対策の基本的な方向や具体的な内容を示すため、「福島県いじめ防止基本方針」(以下「県の基本方針」という。)が策定されました。

平成26年4月には、法の規定に基づき、各小中学校において「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ問題に取り組んできましたが、平成29年2月に市内中学校において重大事態が発生したことを重く受け止め、平成30年4月に「南相馬市いじめ防止に関する条例」(以下「条例」という。)を制定したところです。

市では、国・県の基本方針及び本条例、南相馬市いじめ防止対策委員会が平成30年2月に策定した「調査報告書」の提言を踏まえ、「南相馬市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等(いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処)のための対策に関して基本理念を定め、南相馬市及び南相馬市教育委員会が取り組む基本的な方向を明らかにするものです。

2.基本方針策定の目的

法12条及び条例第11条の規定に基づき、国及び県の基本方針を参酌し、本市の実情に応じたいじめの防止等のための対策を、総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めることにより、子どもが健やかに成長することができる環境をつくることを目的とします。

3 . 基本理念

市、学校、保護者、地域住民及び関係機関等は、いじめが全ての子どもに関する問題であるとの認識に立ち、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を大切にするとともに、互いに尊重し合う社会をつくるためにそれぞれの責務と役割を自覚し、主体的に連携することにより、いじめの防止等の対策に取り組むものとします。

4. 南相馬市いじめ防止基本方針【概要】

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

1 南相馬いじめ防止基本方針策定の目的

市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

市、学校、保護者、地域住民及び関係機関等は、いじめが全ての子どもに関する問題であるとの認識に立ち、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を大切にするとともに、互いに尊重し合う社会をつくるためにそれぞれの責務及び役割を自覚し、主体的に連携することにより、いじめの防止等の対策に取り組むものとする。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、同じ学校に在籍している等、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

4 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものである。いじめは、「加害者」、「被害者」だけでなく、「観衆」、「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする。

また、特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性 を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対 する必要な指導を組織的に行う。

5 いじめの防止等に関する基本的考え方

市、教育委員会

- ・いじめの防止等のための基本的な方針を定め、いじめの防止等のための取 組の推進及び普及啓発に努める。
- ・学校、家庭、地域、関係機関等との連携の下、いじめの防止等のための対 策を総合的かつ効果的に推進する。

学校

- ・教育活動全体を通して、「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、 心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ・児童生徒が自己有用感や充実感を感じ、安心して学べる教育環境づくり に努める。

保護者

・いじめを許さない心を育てるため、善悪の判断や正義感、思いやりの心 等を育む。

- ・日ごろから子どもに寄り添い、悩み等を家庭で相談できる雰囲気づくり に努める。
- ・インターネットやSNS等の使い方について、一定のルールを設けるなど、 トラブルの未然防止に努める。
- ・市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。 子ども
- ・お互いの人格を尊重し、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- ・周囲にいじめの兆候等があると思われるときは、当事者への声かけ又は教職員や保護者等、周囲の大人に積極的に相談することに努める。

地域住民等

- ・子どもに対する見守り、声掛け等を行うことにより、子どもが心身ともに 健全に過ごすことができる環境づくりに努める。
- ・いじめを発見した場合、又はいじめの疑いがあると認められる場合は、関係する学校、教育委員会、関係機関等に情報を提供するように努める。 関係機関等
- ・いじめの防止等のための対策の推進に関し、相互に連携を図るよう努める。

第2 いじめの防止等のための対策の内容

1 市・教育委員会及び学校が実施する施策、取組

			F-4
		市・教育委員会	学校
組織の設置		・いじめ問題対策連絡協議会	・学校いじめ対策組織
		・いじめ問題対策委員会	・学校いじめ問題対策連絡協議会
		・いじめ問題再調査委員会	
	未然防止	・道徳教育の充実	・コミュニケーション力の育成
		・人権教育の充実	・児童生徒、保護者との信頼関係の構築
		・体験活動の推進	・児童生徒が主体となった活動支援(絆づくり)
		・情報モラル教育の推進	・自己肯定感や充実感を持てる居場所づくり
		・学校指導体制の整備	・道徳心や人権意識を高める指導
		·教育·心理検査の実施	·教育·心理検査の有効活用
	早期発見	・定期的ないじめアンケート調査の実施	・積極的な児童生徒への理解
主		・心のケア相談会、教育相談の実施	・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等
主な取組		・教職員研修の充実	・教職員間の情報共有
組	対 処	・教育相談体制の整備、情報提供	・いじめへの組織的対応
		・特別支援教育の推進	・被害児童生徒への安全・安心の確保
		・指導主事等派遣による学校支援	・加害児童生徒への毅然とした指導
	家庭・地域 との連携	・子育てに関する学習機会等の充実	・いじめに関する情報提供、啓発活動
		・家庭教育力向上のための支援体制の充実	・相談窓口の周知
		・地域や家庭との連携	・職場体験活動や交流活動等による連携
	関係機関	·家庭児童相談室、児童相談所、警察等関	・教育委員会、関係機関等と連携協力した対応
		係機関との連携による指導、助言	

2 いじめの解消

いじめの解消の判断は、いじめに係る行為が止んでいること、 被害児童 生徒が心身の苦痛を感じていないこと、の2つの要件を満たし、さらに、いじ

めが止んでいる状態が3か月(要注意事案等は6か月)継続を目安として、被害児童生徒本人及びその保護者に対していじめがないかどうかを面談等により確認のうえ、学校いじめ対策組織等により判断する。

3 重大事態への対処

重大事態の定義

いじめによる重大事態とは、「いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」や「いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」をいう。

重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。

調査の趣旨及び調査主体

教育委員会は、重大事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的として、調査主体や調査組織について判断する。

- ・学校が調査主体:「学校いじめ対策組織」に適切な専門家を加えた組織 により調査
- ・教育委員会が調査主体:「南相馬市いじめ問題対策委員会」により調査調査結果の提供及び報告

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して 適切な情報提供を行う。また、調査結果について、学校は教育委員会を通じ て市長に報告する。

調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

市長は、教育委員会又は学校が行った調査結果について、必要があると認めるときは、「南相馬市いじめ問題再調査委員会」による再調査を行い、その結果を議会に報告する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 南相馬市いじめ防止基本方針の改定

法の施行状況や国・県の基本方針の変更等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

2 校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校の管理職は一部の教職員に過度な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

調査報告書(南相馬市いじめ問題対策委員会)の提言を踏まえた主な取組

【提言1】いじめに対する正確な理解を教職員のみならず保護者及び生徒においても共有 する。特に、いじめをしないよう生徒への継続的な共感力を高める指導を行う。

取組	事 業 内 容	
道徳教育の充実	道徳教育強化推進事業、思春期保健事業など	
体験活動の推進	体験活動等支援事業、中学校職場体験等支援事業など	
子育てに関する学習機 会等の充実	家庭教育支援総合推進事業など	
家庭教育力向上のため の支援体制の充実	子育て応援情報交流事業など	
地域や家庭との連携	地域と連携した学校づくり事業など	
学校指導体制の整備	教職員校内研修支援事業、教職員指導力向上研修事業など	

【提言2】いじめの早期発見・根絶のため教職員と生徒、教職員と保護者との間に信頼関係を構築する。

取組	事 業 内 容	
おなわ沙は制の畝供	スクールカウンセラー等派遣事業、学校教育支援センター事	
教育相談体制の整備	業など	
定期的ないじめアンケ	いじめ問題対策事業	
ート調査の実施	教育·心理検査(hyper - QU検査):	
教育・心理検査の実施	児童生徒の学校生活での満足感と意欲を質問紙により測定し、児童生徒の心理面や行動面の理解を深めるとともに、現状の学級集団の状態を適切に把握し、計画的な指導・支援を行う。	

【提言3】生徒の特性を十分に配慮した対応を行う。

取組	事 業 内 容	
教育相談体制の整備	学校不適応対策事業	
特別支援教育の推進	学習支援事業、就学指導アドバイザー配置事業、発達障が	
付別又仮叙目の推進	い等児童早期発見・早期支援事業など	

【提言4】いじめの情報が全教職員に共有された上で、学校が組織体としていじめに対する方針を明確に意思決定し、決定事項の確実な遂行及び検証を行う。

取組	事 業 内 容
学校評価の取組	学校評議員活用事業
学校におけるいじめの防止 等のための組織の設置	学校いじめ対策組織 (学校の管理職、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、部活動指導に関わる教職員等) 学校いじめ問題対策連絡協議会 (学校の管理職、生徒指導担当教員、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校評議員、保護者代表、民生委員、児童委員等)

6.全体スケジュール

年 月 日	内 容 等	備考
平成 30 年 7 月 19 日	第1回 いじめ問題対策委員会	いじめ防止基本方針の策定
平成 30 年 9 月 6 日	第2回 いじめ問題対策委員会	いじめ防止基本方針(素案)の 諮問
平成 30 年 9 月 10 日	各委員、小中学校、PTA、関係 課へ意見照会	募集期間:H30.9.10~9.25 意見総数:109件
平成 30 年 10 月 15 日	第3回 いじめ問題対策委員会	意見を反映し、いじめ防止基本 方針(案)を答申
平成 30 年 10 月 23 日	企画調整会議	
平成 30 年 11 月 2 日	庁議	
平成 30 年 11 月 22 日	教育委員会定例会	基本方針の議案提出
平成 30 年 11 月 27 日	小高区地域協議会	基本方針を報告
平成 30 年 11 月 28 日	原町区地域協議会	基本方針を報告
平成 30 年 11 月 29 日	鹿島区地域協議会	基本方針を報告
平成 30 年 12 月	議会全員協議会	基本方針を報告
平成 31 年 1 月	小中学校長会議	基本方針を報告
平成 31 年 1 月~	学校いじめ防止基本方針の点 検·評価、改善	
平成 31 年 4 月	学校いじめ防止基本方針の公 表	学校ホームページ、PTA総会 等

南相馬市いじめ問題対策委員会 委員名簿

	区分	職能	委 員 名	所属団体
1	法律	弁護士	若 杉 裕二	福島県弁護士会相馬支部
2	教育	大学教授	山本 佳子	いわき明星大学
3	医療	医師	高萩健二	相馬郡医師会
4	心理	臨床心理士	須藤 康宏	福島県臨床心理士会
5	福祉	社会福祉士	髙瀬芳子	福島県社会福祉士会